

九州大学箱崎キャンパスにおける土壌汚染調査の結果について

本学は、箱崎キャンパスの移転に伴い、同キャンパス旧工学系実験施設跡地において土壌汚染調査を実施したところ、下記の表に示すとおり、調査箇所の一部で土壌汚染対策法に基づく指定基準を超える水銀・砒素・鉛が検出されましたので、平成 29 年 3 月 24 日に土壌汚染対策法第 14 条（※ 1）に基づく区域の指定を行うよう福岡市へ申請いたしました。

このことにより、旧工学系実験施設跡地については、今後、福岡市から土壌汚染対策法に基づく区域の指定を受けることとなります。

大学構内で現在使用中の井戸水及び境界付近に設置したモニタリング井戸の地下水については昨年より継続的に調査を実施しておりますが、有害物質は検出されておられません。また、当該汚染箇所は工事用仮囲いで区画し、シートで覆うなどの処置をしており、土壌が飛散する可能性が極めて低く、周辺の生活環境への影響はないものと考えております。

今後は、関係行政機関の指導のもと、責任を持って万全な体制で土壌浄化への対応を進めてまいります。

また、他区画においても順次調査を行っているところです。結果が判明次第、今回同様、公表してまいります。

	検出物質	基準値超過区画／ 調査区画	最大値	基準値
土壌溶出量(mg/l) (※ 2)	水銀	2 8 / 1 3 2	0.052	0.0005 以下
	砒素	2 / 1 3 2	0.018	0.01 以下
	鉛	3 4 / 1 3 2	0.13	0.01 以下
土壌含有量(mg/kg) (※ 3)	鉛	2 / 1 3 2	370	150 以下

注) 1 3 2 : 旧工学系実験施設跡地の全調査区画数 (1 区画=1 0 m×1 0 m)

<調査等の実施日>

1. 土壌汚染調査（状況調査・詳細調査）
平成 28 年 6 月 2 日～平成 29 年 3 月 8 日
2. 旧工学系実験施設跡地周辺井戸（M1、M2、工学部 No.6 井戸）
平成 29 年 3 月 9 日～平成 29 年 3 月 17 日
〔 構内井戸水及びモニタリング井戸の地下水の調査
平成 29 年 1 月 27 日～平成 29 年 2 月 9 日 〕 ※継続調査

<土壌汚染対策法に基づき指定を受ける区域>

福岡市東区箱崎 6 丁目 3 3 3 0 番 3 の一部 4, 8 0 0 m²

※水銀及びその化合物等の検出地点については、別紙資料のとおりです。

(※ 1) 土壌汚染対策法第 14 条：自主的な土壌汚染調査に基づき区域の指定を行うよう申請ができる。

(※ 2) 土壌溶出量：土壌に水を加えた場合に溶出する有害物質の量

(※ 3) 土壌含有量：土壌に含まれる有害物質の量

【お問い合わせ】九州大学企画部統合移転推進課 大熊，福岡

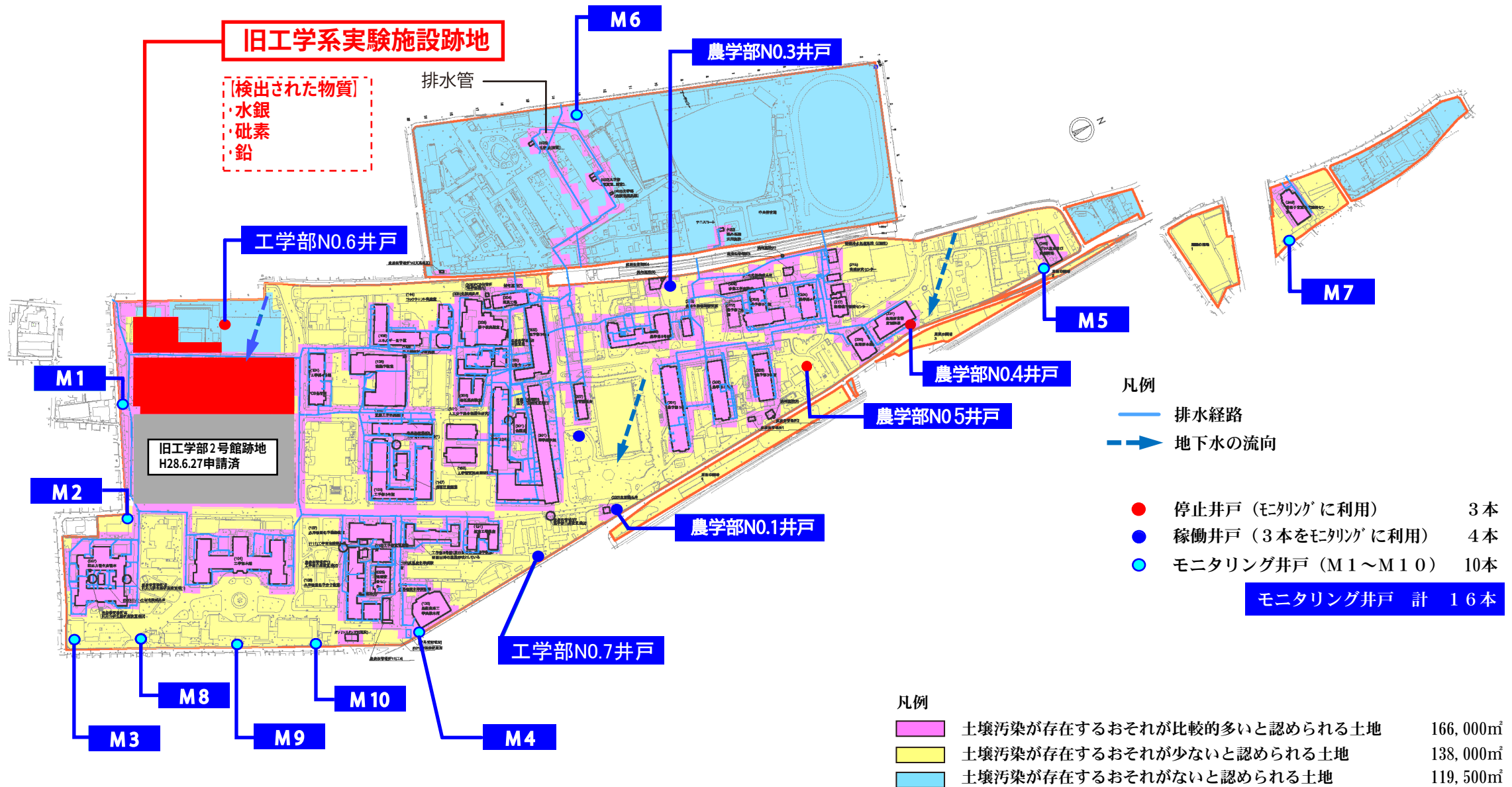
電話：092-642-3051, 7645

FAX：092-642-7373

Mail：kitleed@jimu.kyushu-u.ac.jp

URL：http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/campus/hakozaki-campus/soil

箱崎キャンパス 土壌汚染地歴調査平面図（モニタリング井戸配置計画図）



注) 平成28年3月18日の地歴調査結果に基づく最新の土壌汚染地歴調査平面図です。

凡例の土壌汚染のおそれの区分は、環境省の「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第2版）」による。

旧工学系実験施設跡地土壤汚染調査結果図

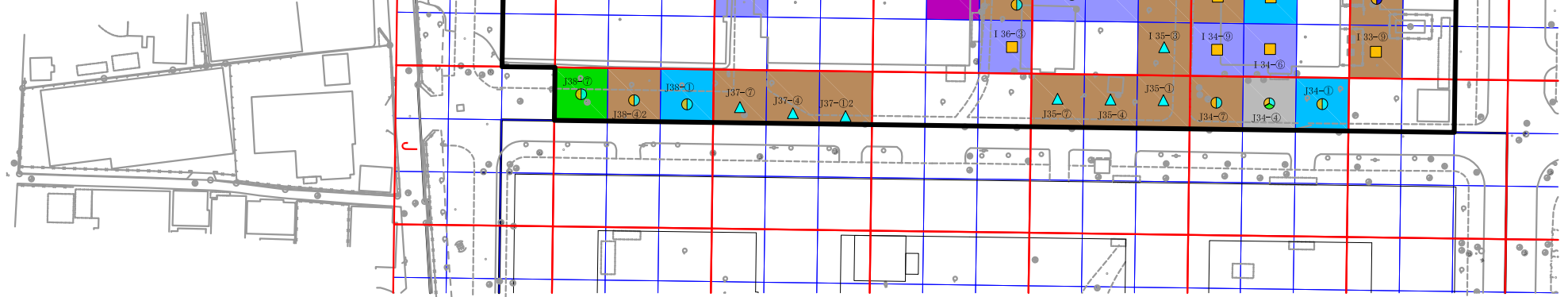
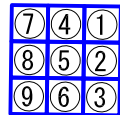
凡 例

マーク	基準不適合項目
	水銀（溶出）
	鉛（溶出）
	水銀（溶出）、砒素（溶出）
	水銀（溶出）、鉛（溶出）
	水銀（溶出）、鉛（溶出・含有）

 : 調査対象範囲



30m格子における
単位区画の配置



○箱崎キャンパス 既設井戸及びモニタリング井戸の水質検査一覧表

種別	年 度	井戸の 状況	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H28					備考
			定期検査	定期検査	定期検査	定期検査	定期検査	定期検査	定期検査	定期検査	定期検査	定期検査	6月緊急調査	9月定期検査	10月緊急調査	1月定期検査	3月緊急調査	
既設井戸	工学部 No.1	廃止	○	○	○	○	○	12月廃止	—	—	—	—	—	—	—	—	—	水枯れ
	工学部 No.2	廃止	○	○	○	○	○	○	○	○	6月廃止	—	—	—	—	—	—	建物取壊しのため
	工学部 No.3	廃止	○	○	○	○	○	○	○	○	6月廃止	—	—	—	—	—	—	建物取壊しのため
	工学部 No.4	廃止	使用停止	—	—	—	10月廃止	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	建物閉鎖のため
	工学部 No.5	廃止	廃止	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	水枯れ
	工学部 No.6	廃止	○	○	○	○	○	○	○	○	11月廃止	—	○	○	○	○	○	敷地境界モニタリング代用井戸 建物取壊し
	工学部 No.7	稼働中	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	敷地境界モニタリング代用井戸
	農学部 No.1	稼働中	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	敷地境界モニタリング代用井戸
	農学部 No.2	稼働中	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	モニタリング井戸としては使用せず
	農学部 No.3	稼働中	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	敷地境界モニタリング代用井戸
	農学部 No.4	停止中	○	○	○	○	○	○	○	使用停止	—	—	—	○	○	○	○	敷地境界モニタリング代用井戸
	農学部 No.5	停止中	○	○	○	○	○	○	○	使用停止	—	—	—	○	○	○	○	敷地境界モニタリング代用井戸
モニタリング井戸	M1												○	○	○	○	○	平成28年6月モニタリング井戸設置
	M2												○	○	○	○	○	
	M3												○	○	○	○	—	
	M4												○	○	○	○	—	
	M5												○	○	○	○	—	
	M6												○	○	○	○	—	
	M7												○	○	○	○	—	
	M8														○	○	—	平成28年10月モニタリング井戸設置
	M9														○	○	—	
	M10														○	○	—	

凡例 水道法水質基準項目と重複する土壤汚染対策法の特定有害物質：○＝不検出 ×＝検出
赤字は、モニタリング井戸及びモニタリング代用井戸を示す。(土壤汚染対策法の有害物質25種類を調査)